

平成28年度第6回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成28年9月12日（月） 午後1時30分

2. 招集の場所 八東庁舎 第1会議室

3. 出席委員 会長 23番 蔡田 幸雄
会長職務代理者 24番 田中喜一郎 25番 田中 洋司
委員 1番 竹内 明子 2番 岡田 孝明
3番 多内 茂 4番 横山 和男
5番 岡本 達眞 6番 勝原貴美恵
7番 宮本彰太郎 8番 東口 守夫
13番 山崎 儀章 14番 岩見 正明
15番 古井 淳二 16番 田中 正則
18番 谷口與理幸 19番 木原君太郎
20番 有岡 正裕 21番 安藤 博子
22番 澤田 俊雄

4. 欠席委員 2名 11番 橋本金次郎 12番 木下祐一郎

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 18番 谷口與理幸 19番 木原君太郎
第2 報告事項 農地法第3条の3第1項の届出書について
農地法第18条第6項の規定による通知書について
公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について
第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件
第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
第6 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について
第7 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 山下真一 副主幹 蓮佛知香

6. 会議の概要

事務局	本日の欠席者は 2 名です。 出席者数 20 名です。定足数に達していますので、平成 28 年度第 6 回八頭町農業委員会を始めます。
議長（会長）	(あいさつ) 日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、18 番谷口與理幸委員、19 番木原君太郎委員にお願いします。 次に日程第 2、報告事項ですが私からはありません。 委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。
委員一同	(報告なし)
議長（会長）	無いようでしたら事務局でお願いします。
事務局	報告を 3 件させていただきます。資料をご覧ください。報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。相続についての届出です。 今月は 6 件です。記載事項がもなく記載されており問題ないということで受理しました。 報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は 1 件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。 報告 3 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。1 件の該当事業がありました。県との協議が出来ており、八頭県土整備事務所担当課長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。
議長（会長）	この件につきまして質問意見はありますでしょうか。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして審議を行います。 議案第 1 号 受付番号 10-1 について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議の件。受付番号 10-1 について説明します。 土地の所在地 東地内 1 筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積

1,033 m²

売買による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するということで話がまとまつたものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地についてはすべて耕作されており、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人からの聴取も行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 40 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、212 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、果樹を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）については、審査対象外です。以上です。

議長（会長）

この件につきましては、1番竹内委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

竹内委員

譲受人はとても熱心な農業者ですので、きちんと耕作されており問題ないと考えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで申請どおり決定いたします。

以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議を終わります。

続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を行います。受付番号 10-1 について事務局より説明をお願いします。

事務局

最初に議案書の差替えをお願いします。5ページの申請農地図面の変更をお願いします。申し訳ありません。

当初の図面には北側に2筆、東側の3筆が申請地に入っていますが、北側の2筆は現況地目が雑種地と原野ですので、申請には入りません。また、東側の3筆については、第1工区の際に既に申請され転用許可された土地ですので、今回の申請には入りません。

それでは説明します。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件。

農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号 10-1 について説明します。

土地の所在地 郡家地内 7筆 台帳地目 1筆は畠、他はすべて田
現況地目 1筆は畠、他はすべて田 面積 607m²、33m²、247m²、
31m²、1,002m²、394m²、43m² 合計 2,357m²

建売住宅を転用目的とした所有権移転売買です。

場所は、議案書3ページから5ページに図面を付けています。土地利用計画図は6ページになります。

理由につきましては、今回の申請地の西側に平成25年9月転用許可がおり11棟の建売住宅が建築されました。この度、その第1工区が完成し、第2工区として9棟の建売住宅を建築したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、郡家駅から300mの農地第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の融資証明により確認しました。また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかつたこと、また、処分の見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、埋蔵文化財の協議は終了しており問題はありません。

申請に係る農地を一体として申請に係る事業の目的に供する土地

を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、土地利用計画図からこの場合は該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積が、申請の目的からみて適當と認められない場合は、許可しないこととなっていますが、土地利用計画図から必要最小限の面積であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼす恐れがある場合には、許可しないことになっていますが、南側は宅地ですし、西側は河川、東側、北側は農地ですが、耕作者の同意はあります。また、水利組合の同意も取得しております。雨水は側溝路等を設置し既設側溝へ放流します。汚水排水は公共下水へ接続します。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長（会長）

この件につきましては、4番 横山委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

横山委員

皆さんもご存じのとおり第1工区が完了し、第2工区に入るとのことです。申請地は既に耕作されていない農地です。9月3、4日に譲受会社に電話で計画の確認をしました。また、譲渡人にも直接面会し確認をしました。申請地一帯が宅地化される状況にあります。

埋蔵文化財の協議も終了しており、工事を進められる予定です。農地としてはなくなりますが、やむを得ないと考えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで、受付番号 10-1 について申請どおり決定いたします。以上で議案第2号 農地法第5条 第1項の規定による許可申請審議を終わります。

続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について八頭町長から平

成28年8月30日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。

議案書の7ページをご覧ください。

今月はすべて通常の利用権設定で新規3件です。面積は、田3,102m² 畑1,600m² 合計4,702m²です。

3件すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（会長） 受付番号118-1から120-3について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願ひいたします。

委員一同 （報告なし）

議長（会長） 質問・意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、受付番号118-1から120-3について申請どおり決定します。

以上で議案第3号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了いたします。

続きまして、日程第6 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について
八頭町長から、農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。

受付番号1-1について説明します。

申請地 花原地内2筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積747m²と1,703m²、合計2,450m²。

目的は農用地区域への編入です。

理由としては、多面的機能支払交付金事業の対象農用地に位置付け、農業生産活動を維持管理していくためとのことです。

場所は、議案書の9ページから11ページに図面を付けています。この農地はほ場整備はされていない第2種農地であり、農用地区域に

- 隣接している農地です。
- 議長（会長）　この案件は、24番田中喜一郎委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
- 田中喜委員　9月1日に申請人に面会をしました。申請地は畑で栗、柿、ゆずが栽培されておりきちんと管理されています。問題はないと考えます。
- 議長（会長）　意見・質問はありませんか
- 澤田委員　すでに現況地目も農地である土地なのに、また農地に入れるのでしょうか。
- 事務局　農地には農振農用地区域内の農地、いわゆる農地として守っていくべき農地と区域外の農地とがあります。多面的機能支払交付金事業の対象農地はこの農振農用地区域内に入っていないと事業対象になりません。この度この区域に編入して対象農地とし、農地として維持管理していきたいとのことです。
- 澤田委員　分かりました。
- 議長（会長）　その他、意見・質問はありませんか。
- 委員一同　（質疑なし）
- 議長（会長）　無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいでしょうか
- 委員一同　（異議なし）
- 議長（会長）　異議なしということで申請どおり決定します。
以上で、議案第4号農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。
続きまして日程第7　その他について事務局よりお願いします。
- 事務局　●農地パトロール質問について
●農業委員特別研修について
●別段面積見直し検討について
●8月審議の転用案件について
計画変更申請1件は8月22日付けで許可
●次回　委員会は、10月11日（火）午後1時30分から船岡庁舎2

階 第 2.3 会議室で行います。
以上です。

議長（会長） その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同 (なし)

議長（会長） 無いようですので、以上で第 6 回農業委員会を終了します。

終了（14 時 05 分）